

各務原市住まいの防犯対策補助金交付要綱

(令和8年6月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、侵入盗、特殊詐欺等による被害を未然に防止し、住まいの安全を確保するため、物価高騰の影響を受ける市民が行う防犯対策について、予算の範囲内で各務原市住まいの防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付の申請の日において次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。
- (2) 補助事業を実施した市内の住宅に現に居住していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、住宅に対して実施する次に掲げる防犯対策とする。ただし、令和8年7月1日以後に着手し、令和9年2月26日までに実施及び支払を完了したものに限る。

- (1) 玄関又は勝手口の扉の防犯効果がある製品への取替え
- (2) 玄関又は勝手口の錠の取替え
- (3) 玄関又は勝手口の補助錠の取付け又は取替え
- (4) 玄関又は勝手口の錠のサムターンカバー又はガードプレートの取付け又は取替え
- (5) 玄関用又は勝手口用のテレビ機能付ドアホンの取付け又は既設のドアホンのテレビ機能付ドアホンとの取替え
- (6) 窓（屋外と接するものに限る。以下同じ。）の防犯効果がある製品への取替え
- (7) 窓の錠の取替え
- (8) 窓の補助錠、錠のガードプレート又は面格子の取付け又は取替え
- (9) 窓ガラス破壊センサー又は窓用防犯アラームの取付け又は取替え

- (10) センサー付ライト又はセンサー付防犯アラーム（それぞれ屋外用のものに限る。）の取付け又は取替え
- (11) 防犯カメラ（屋外を撮影する用途のものに限る。以下同じ。）の取付け又は取替え
- (12) 防犯機能付電話機等（公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨するものに限る。以下この号において同じ。）の取付け又は既設の電話機の防犯機能付電話機等との取替え
- (13) 住宅敷地への防犯砂利の敷設又は取替え
- (14) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表する防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品（玄関又は勝手口の扉及び錠並びに窓を除く。以下「C P製品」という。）の取付け又は取替え（前各号に掲げるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 前項の防犯対策に係る設備、器具等（以下「住宅防犯対策用品」という。）を購入以外の方法により取得した場合
- (2) 住宅防犯対策用品が中古品である場合
- (3) 共同住宅等の共用部分に係る防犯対策である場合
- (4) 併用住宅等の店舗、事務所等に係る部分の防犯対策である場合
- (5) 住宅の新築に伴うものである場合

3 第三者から借用する住宅（住宅の敷地を含む。）に住宅防犯対策用品の設置をしようとする者は、あらかじめ、その所有者その他の権利者の同意を得なければならない。

4 防犯カメラの取付け又は取替えをしようとする者は、その撮影範囲に近隣の住宅等が入らないように配慮しなければならない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る住宅防犯対策用品の購入及びその取付け等又は取替えに係る工事に要した費用とする。ただし、自ら行った工事に要した費用を除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費とそれ以外の経費が混同して支出されており、区分することが困難である場合は、これらの経費の全てを補助金の交付の対

象としないこととする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施後、各務原市住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年8月3日から令和9年2月26日までの間に市長に提出しなければならない。

- （1）領収証の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類
- （2）補助事業に係る住宅防犯対策用品及びその設置の状況を確認できる写真
- （3）補助事業に係る住宅防犯対策用品の仕様が分かる書類
- （4）補助金の振込先を確認できる書類の写し
- （5）第3条第3項の同意を要する場合は、同意書（様式第2号）
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市住まいの防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に速やかに補助金を振り込むものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市の窓口において現金により交付することができる。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

（調査）

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、補助事業者又はその関係者に対して、補助事業の実施状況に係る調査を行うことが

できる。

2 補助事業者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

(手続の統合及び省略)

第10条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。